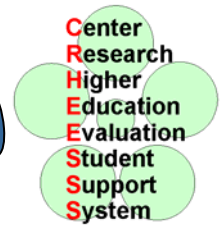


週刊センターニュース No.181



第181号(2007年11月5日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

○●○ 第163回共同学習会のご案内 ○●○

日時: 2007年11月8日(木) 16時30分~18時

場所: 角間キャンパス総合教育棟南棟2階大会議室

報告者: 早田 幸政(大学教育開発・支援センター)

テーマ: 公共政策大学院の認証評価

—米国公共政策大学院協会(NASPAA)の評価システムの検討を通じて—

趣旨: 専門職大学院に対しては、学校教育法により、専門職大学院認証評価の受審が義務づけられている。本報告では、米国で公共政策大学院のアクレディテーションを掌るNASPAAの評価システムの検討を通じ、我が国公共政策大学院に対する質保証のあり方を考える。なお本学習会は、研究課題名「社会科学分野の高度専門人材育成大学院に係る認証評価の充実策に関する実証的研究」(科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号18611005、研究代表: 早田幸政)の研究の一部をなすものである。

○●○ 第4回専門分野別教育開発セミナー

(大学教育開発・支援センター主催、日本ESP協会共催)のご案内 ○●○

日時: 11月11日(日) 13:30~17:45

場所: 金沢大学サテライトプラザ3階集会室(金沢市西町3-16教育研修館内)

テーマ: 「大学における専門英語教育~理系を中心に~」

プログラム

第1部 講演

13:35~ 講演1「大学の専門教育と英語力強化問題—国際競争力との関連で—」

田中 慎也(日本ESP協会会長代行, 元桜美林大学言語教育研究所所長, 日本言語政策学会会長)

14:25~ 講演2「ESPからEGPへ: 専門英語の手法で一般英語も上達!」

Judy Noguchi(武庫川女子大学薬学部教授)

第2部 シンポジウム「一般英語教育と専門英語教育を繋ぐには」

15:35~ 報告1「人間・機械工学科「機械技術英語」について」

渡邊 明敏(金沢大学外国語教育研究センター教授)

15:55~ 報告2「Good Listening Comprehension and Poor Verbal Communication Skill」

Junko Okumura, PhD, MPH(金沢大学大学院自然科学研究科准教授)

16:15~ 議論 司会 西山 宣昭(金沢大学大学教育開発・支援センター教授)

※詳細は、<http://www.kanazawa-u.ac.jp/events/07/1111.html> をご覧下さい。

【申込み・問い合わせ】金沢大学大学教育開発・支援センター 西山 宣昭

TEL : 076-264-5862 FAX : 076-234-4172 E-mail : nnishiya@ge.kanazawa-u.ac.jp

○●○ デンマークにおける大学運営への学生参画 ○●○

現在、当センターメンバーを構成員として科学研究費補助金による助成のもと、基盤研究(C) (課題番号 : 19601005)「北欧における大学運営、大学評価への学生参画システム検証」を進めている。本研究の目的は、大学組織の重要な構成員である学生が大学運営、大学評価に主体的に関わっている北欧諸国の事例を調査し、その学生参画の仕組みを明らかにすることである。2年間の研究であるが、初年度である今年は、デンマーク、ノルウェーの事例について調査を進めている。調査対象は、デンマークおよびノルウェーの大学関連法令、大学を所管する官庁、評価機関、個別大学(コペンハーゲン大学、オーフス大学、オスロ大学、ベルゲン大学)、学生団体等である。

その中から、今回は、デンマークにおける学生参画の根拠規程を紹介させていただく。大学法(2003/05/21 公布)において理事会は、大学の最高意思決定機関(第10条)とされており、その理事会の構成は以下のように規定されている。

第12条

理事会は、外部からの理事および大学内部からの研究者代表(雇用されている博士課程学生を含む)、管理運営専従者、学生から構成される。理事会は、その過半数が大学外部からの委員で構成される。理事会は、その理事会議長を外部理事から選出する。

第2項 理事会構成員は、一体となって、教育、研究、情報共有、情報交換において、自らの経験、知識を活かして、大学の戦略的活動を推進することに貢献しなければならない。

第3項 外部理事は、その個人的能力により任命され、任期は4年である。再任は一回限りとする。外部理事は、その上、運営、組織、予算、会計面を含む経済についての経験を持っていないなければならない。

第4項 その他の理事は、研究者(雇用されている博士課程学生を含む)、管理運営専従者、学生からそれぞれ選出される。最低2名の理事が、学生代表でなければならない。研究者(雇用されている博士課程学生を含む)、管理運営専従者から選出される代表は、同種の職に就くものと同様に、解雇やその他の降格処分から守られている。

第5項 第1項から第4項までの理事会委員の任命については、学則で定められる。

この大学法第12条第5項に基づき、個別大学は全て学則で学生の理事会への参画を規定している。以下にコペンハーゲン大学学則の該当箇所をあげる。

第2章 理事会

(中略)

第7条 理事会は、11名から構成される。6名の外部理事、研究者(雇用されている博士課程学生を含む)により、その中から選出される2名の理事、管理運営専従者により、その中から選出される1名の理事、学生により、その中から選出される2名の理事である。

(以下略)

現在、デンマークにおいては高等教育のグローバル化の流れを受けた大規模な高等教育システムの改革が行われており、以前ほど民主的な大学運営が出来なくなっているとの情報があるが、この改革が学生参画システムに与えている影響も含めて、今後現地訪問調査を行い、学生参画が実現できている文化的、社会的背景、歴史的経緯について明らかにしていきたいと考えている。

(文責 教育支援システム研究部門 堀井祐介)